

## 需給調整市場検討小委員会の設置について（案）

### 1. 背景

2020年度の需給調整市場創設に向けて、資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」）において一体的に検討を進めており、広域機関は市場運営等に係る詳細検討を行っているが、国の審議会において、市場運営に万全を期すため、広域機関において有識者や関係事業者が参加する形で、調達や運用の考え方、調整力必要量の考え方、商品設計などの見直しを検討する委員会を開催することが提案された。

上記検討については、調整力の在り方を検討している「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」（以下「調整力等委員会」）において検討及び議論を行うことが考えられるが、技術的検討や市場運営に係る検討等、需給調整市場の検討は多岐に亘ることを鑑み、調整力等委員会の下に、幅広い有識者を含めた小委員会という形で需給調整市場に特化した委員会を新たに開設することとなった。

### 2. 目的

需給調整市場に関する事項全般の検討

（実運用の観点を踏まえた必要な調整力の量・質等の条件の検討、市場運営等や広域化に関する技術的検討 等）

### 3. 運営方針

#### （1）議事等

- ・ 需給調整市場に関する事項全般の検討については、従来調整力等委員会にて扱っていた技術的課題も含め、本小委員会にて議決する。
- ・ 小委員長は、必要に応じ調整力等委員会に議事の経過を報告する。
- ・ 会議及び配布資料ともに原則公開とするが、個別の事情等、小委員長の判断により非公開とすることができる。

#### （2）委員

- ・ 本小委員会の委員は、原則として次の者を含むよう構成する。  
中立者委員：電気工学、経済学、法律学、企業会計等に関する専門的知見を有する者

事業者委員：一般送配電事業者、発電事業者、小売電気事業者に所属する役員  
または従業員であつて、需給調整の実務に関する専門的知見を有する者

- ・ 調整力等委員会と同様、本小委員会における委員の任期は2年とし、再任は原則2回までとする。

### (3) その他

- ・ 需給調整市場に関する事項全般の検討を本小委員会にて実施するため、これまで需給調整市場に関する技術的検討の一部を行っていた調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会については、今後は本小委員会の下に設置することとする。

以上